リレー·エッセイ 「私の教育実践」

大学や社会に関する興味深いテーマを取り上げ、多くの方がリレーで参加して 様々な考えや意見が集える場にしたいと思います。最初のテーマは「私の教育 実践」です。

プロジェクト科目 「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論 |

「受講学生とともに学ぶ:プロジェクト科目 「地域における歴史資料の保存と公開と活用 の実践論 |をとおして| 坂野鉄也 Tetsuya Banno 滋賀大学 経済学部 / 准教授

2015年度秋学期に同僚教員である阿部安成、青柳周一、須永知彦とともに、プロジェクト科目「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論」を開講した。このプロジェクト科目は学生に何かを教えるということ以上に、参加した教員自身もほかの教員や外部講師あるいは講演者から学生とともに学ぶ、教員と学生とがともに一種の「学びの共同体」を作るという意味で実験的な授業となったといえよう。

「歴史資料」が「地域」においてどのように「保存」 され、「公開 | あるいは 「活用 | されてきたのかをテー マとした、このプロジェクト科目は、2015年10月31日 の滋賀大学経済学部附属史料館特別展の関連講演 会およびシンポジウムにおいて扱われた、長浜市西 浅井町菅浦で歴史資料がどのように保存されてきた のかを知ることから始まった。そして、高島市マキノ町 知内、長浜市木之本町、彦根城博物館を訪問し、滋 賀県内の各地での歴史資料保存の実際に触れた。ま た大学内でも、附属史料館および経済経営研究所 で歴史資料の保存の様子をみ、史料館展示室や「し がだい展示コーナー」、経済経営研究所のデジタル・ アーカイブをつうじて、その公開について学んだ。さ らに、保存や公開、そして活用に関連した法的な事項、 あるいは、水損資料の修復についても学んだ。これら の講義や実習をとおして、モノとしての歴史資料が時 代を超えてそこにある、あるいは、未来へと残すため に必要な智恵と同時に、歴史資料が「イマ・ココ」に あることの偶然性、そして、「イマ・ココ」にあるものを 少しでも多く未来へと残していくことが地域というつ ながりを喚起することを学んだ。

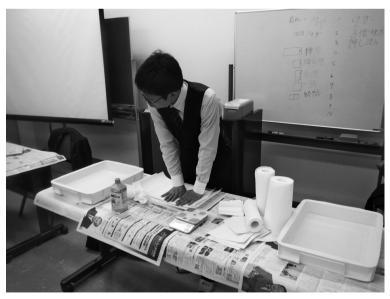
この授業をとおした「学びの共同体」では、学びの 主体は受講した学生にあるだけでなく教員にもあっ た。通常の講義や実習においては、教員が先達となり 学生を導くということになるが、このプロジェクト科目

においては教員といえども学生と同じであった。たと えば、知内を訪問したさいに住民から聞いた語り、自 らが残した記録を歴史資料として保存することを意 識したとき、先人が残した記録も読み、過去について 知りたいと思うようになったという語りは、それを聞い た学生だけでなく教員にも地域住民と歴史資料との 関係を考えさせる契機を与えた。もちろん教員、学生 の立場の違いは、その契機をどのように活かしていく のかという点での違いとなって現れてくることになるの であろうが、その発言を耳にした場においての驚きは、 学生と教員とで大差がない。こうしたことも含め、学 生と教員とが体験の共有を繰り返しおこなえたことも、 このプロジェクト科目の特徴となる。最初から最後ま で教員が学生とともに、同じ体験をしつつ学びの階梯 をともに上っていく。教員が学生といつも同じ景色を 見るということによって、学生の学びを教員自らも同じ 視点で確認することができた。

歴史資料の保存・公開・活用を核たるテーマとしながらも専門分野を異にする複数の教員が関わり、外部講師を依頼し、あるいは、歴史資料の保存・公開・活用がおこなわれている現場に足を運ぶことで、学生と教員とが「学びの共同体」となることが可能となった。これは予期したものではなかったが、結果として新たな教育実践となったと考えられる。



|建物という歴史資料(滋賀銀行旧木之本支店)



水損史料修復ワークショップでの、応急処置の実演(歴史資料ネットワーク・前田結城氏による)。紙製の史料がひどく水濡れした場合は、写真のように史料をペーパータオル(キッチンペーパー)で挟んで水分を吸い取ってから、防カビのために消毒用エタノールを噴霧し陰干しする。

プロジェクト科目 「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論 |

「歴史資料をめぐる実践教育―現場へ出向き、 現場で学ぶ|

青柳周一 Shuichi Aoyagi 滋賀大学経済学部附属史料館 / 館長 教授

今年度の秋学期に、阿部先生・須永先生・坂野先生と筆者で、プロジェクト科目「歴史資料の保存と公開と活用の実践論」を開講した。以下そのことについて記す。

滋賀県は歴史の豊かな地域であり、村や町、また古くから続く寺院や神社、かつて近江商人であった家などに伝わった古文書や民具、さらに近現代の行政や地域運営・教育に関わる文書など、さまざまな種類の歴史資料が遺されている。こうした歴史資料には、それぞれの地域が歩んだ歴史を後世へと伝えると共に、地域ごとに個性ある文化の維持や活性化をはかる上でも重要な価値があり、その保存と公開には地域貢献としての意義がある。このことは、筆者が附属史料館に着任して以降、日々の業務や教育・研究活動にあたる中で得た確信であるが、さらに近年頻発している大規模災害によって被災した歴史資料をレスキューする全国各地での活動とその成果からも大きな教示を受けている。

1995年、阪神・淡路大震災によって被災した歴史 資料を保全し、あわせてその研究や活用を支援する 組織として「歴史資料ネットワーク」が結成された。そ の後も地震や水害などの災害が相次いだことを受け て、同様の目的を掲げる組織が全国で結成されるに 至っている。5年前の東日本大震災や、昨年9月の関 東・東北豪雨災害などによる被災地での歴史資料の レスキュー活動は、現在も依然として継続中である。 先日の熊本地震にあたっては、現地で「熊本被災史 料レスキューネットワーク」が素早く設立された。こう した活動にあたっている人びとは、現場での経験を踏 まえながら、「歴史資料とは地域アイデンティティの基 礎をなすものであり、地域が復興する過程にあっては、 住民自らが生活の場を取り戻すための精神的・文化 的な拠り所にもなり得る」と力強く主張している。

東日本大震災以降、福島県下において被災歴史資料の保全にあたっている「ふくしま歴史資料保存ネッ

トワーク」の本間宏氏と阿部浩一氏による論考の一 節を紹介しよう。

日常的な生活環境に培われてきた文化は、「あった方がいい」という次元のものではなく、「なくてはならない」ものであった。ヒトは、文化を持つから人間なのであって、文化から切り離されて「生かされている」だけでは「人間」としての活動を全うできない。その「文化」の蓄積が地域歴史遺産だったはずである。

(本間・阿部「歴史資料保全における福島県の課題」、 奥村弘編『歴史文化を大災害から守る―地域歴史資 料学の構築』東京大学出版会、2014)

ここでの「地域歴史遺産」とは、歴史資料ネットワーク代表委員の奥村弘氏が、歴史資料を「遺産」として未来へ継承するために、地域にあって人びとが持続的に行ってきた行為にも着目して提起した概念であり、そこでは歴史資料をめぐる人と人との関係が重視される(奥村「なぜ地域歴史資料学を提起するのか一大規模災害と歴史学」、前掲書所収)。

では、平常時にあってはどうか。以下に、岡田知弘 氏による文章を引用しよう。

地域づくりとは、崩壊しつつある地域経済・社会を意識的に再構築する取り組みである。その出発点は、地域の個性の発見と、その担い手である住民の自治力を高めるところにある。地域の個性とは、他の市町村には見られない、その地域固有の特徴である。自然、景観、歴史的遺産、伝説、伝統文化からはじまり産業や教育、福祉に関わる特徴もある。これらが、地域づくりをすすめていくための貴重な資源となる。

(岡田「ポスト構造改革時代の地域再生と基礎自治体の役割」2010、「全国町村会」HP掲載)

ここでは「歴史的遺産」 = 歴史資料が、地域固有

068 彦根論叢
 2016 summer / No.408

の特徴をあらわすものとして、地域の個性に基づいた 「地域づくり」にも積極的に活用されるべきであると主 張されている。

では、地域にとっての歴史資料の意味と価値を、わ れわれはいかにして学生たちに伝えることができるで あろうか。筆者の場合、きわめてささやかなレベルで はあるが、これまでも学部の「古文書解読A1・2|や 大学院での「日本社会史特講Ⅰ・Ⅱ | などを担当する 中で、折に触れて受講者へこうしたことを語ってきた。 しかし、歴史資料の意味と価値を学生に実感してもら うためには、歴史資料の内容を読み解くだけに留まら ず、歴史資料を手に取って直に触れてみること、歴史 資料の保存と活用の現場に出かけてその方法や技 術を学ぶこと、さらに歴史資料に関わる人びとと直接 会って話をするといった体験こそが必要であろう(な お、こうした教育的取り組みは他大学ではすでに進 められており、たとえば神戸大学文学部と大学院人文 学研究科では、人文学研究科地域連携センターが開 発した教育プログラムを「地域歴史遺産活用研究 | などの科目として正式に位置づけている)。

そこで、今回のプロジェクト科目では、4人の担当教 員による講義のほか、以下のような見学や実践的な 学習の機会を準備した。

- ・滋賀県高島市マキノ町知内において地域資料 の保存、活用を実践する「村の日記」研究会の活 動を現地に出向いて見学し、体験する。
- ・歴史資料ネットワークから講師を招いて、被災歴 史資料のレスキューに関する話を直接聞き、その 上で水害によって汚損した古文書などの歴史資 料を修復する方法をワークショップ形式で学ぶ。
- ・滋賀県長浜市木之本町へ見学に出向き、北国 街道に沿った歴史的な町並みと近代建築(江北 図書館や湖北銀行木之本支店〈現きのもと交遊 館〉など)の現状と活用方法などについて語り合 い、考える。

・彦根城博物館で学芸員による講義を聞いて、歴 史資料の保存と公開について専門的な知見を学 ぶ(なお、この前に学生には附属史料館の書庫 や展示室を見学させており、館ごとに保存・公開 上の個性や特徴があることも説明した)。

しかし、正直なところ筆者の準備不足もあり、思ったような授業運営ができなかった部分も存在した。反省すべき点は多々あるが、本学における地域の歴史資料をめぐる実践的教育の出発点として位置づけ、今後も持続的に取り組んでいきたい。

プロジェクト科目 「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論 |

「史資料の保存・公開と法」

須永知彦 Tomohiko Sunaga 滋賀大学 経済学部 / 講師

平成27年度秋学期開講のプロジェクト科目「歴史 資料の保存と公開と活用の実践論」について、法的 側面を担当した立場から、その目標と成果、反省点を 述べたい。

1. プロジェクト科目における位置づけ

私が直接担当したのは授業1回分で、法的な側面に関する説明と討論である。私自身は歴史ではなく法律(法律の中では立法史や法制史関係の資料に触れる機会が比較的多い分野ではあるが)が専門であり、史料館の運営委員を複数年勤めたとはいえ、史資料の保存・公開の実際を把握していたわけではない。そこで、私自身プロジェクトの他の授業(知内での現地見学や経済学部附属史料館・経済経営研究所での見学等)に積極的に参加し、受講者と共に学んだ上で、そこでの経験を踏まえて論点を整理設定した。

史資料の保存・公開・活用の場では、所有者・管理者、利用者、史資料に含まれる情報に関する権利者の利害が対立しうる。それらの最終的な調整は法の役割である。現在の法制度は、所有権、人格権、知的財産権等々を個別に捉えながら展開してきたため、確固とした統一的な枠組みを提供しているとは言えない。そうした中でバランスのとれた議論をするためは、様々な視座から問題を検討できる姿勢を持つことが重要である。そこで、上記のようにプロジェクト科目の中で、地域での保存・活用を実践する立場、博物館等の施設で保存・公開をする立場など、様々な実践に触れた上で法的な議論をできた意味は大きいと考える。以下、内容を簡単に紹介する。

1)「顔真卿自書建中告身帖」(美術の著作物であって、保護期間は満了している) について、前所有者の許諾を受けてこれを写真撮影した者の承継人から写真乾板を譲り受け、これを用いて出版物を製作した者に対して、現所有者(博物館)が所有権の侵害を根拠として差止め等を求めたが、この主張を

2. 基礎としての所有権・管理権限

史資料の地域での保存・利用、史料館のような施 設への譲渡や寄託による保存・利用等、どのような 形態をとるにしても、法的な検討の出発点となるのは、 物としての史資料の所有権や管理権限の所在であ る。史資料の来歴が確認できる場合、それは容易で あるように思われるかもしれないが、それでも複数の 人や団体が関係する場合、争いが起きないとは限らな い。また、そうした中で史資料を(物質的にあるいは 精神的に) 共有してきた地域住民の意向をどのように 汲み取るのかも重要である。こうした点は受講者と認 識を共有できたと思う。その上で、例えば 「区有文書 | の所有権は自治体等に承継されていると考えるようだ が、それは精確にはどのように説明できるだろうか。他 方で、史資料等の「発見」の場合、所有者等を決定す る法的ルールは一応整備されているが、それは十分 のものだろうか。これらはもう少し検討したかった点と して残っている。

物についての所有権・管理権限が基礎となるが、そこに含まれる情報というレベルでは、知的財産権そして人格権といった別の観点からの検討が必要となる。

3. 知的財産権という観点

史資料において、著作権を中心とした知的財産権は、特に保護期間の満了によって存在しない場合が多いであろう(むろん、特に明治・大正以降に成立したものはそうでないものも多いので注意が必要である)。その場合になお問題となるのは、所有権等に基づいて知的財産面の保護を獲得することは許される

認めなかった。なお、この判例を前提として考えても、所有者 の許諾なしに写真撮影した場合には不法行為を構成すると考 える余地はあろうし、逆に許諾がある場合に許諾契約に基づ き(契約当事者間では)複製等をコントロールする可能性は残 されている。授業では判例には直接触れず、設例の形で示した。

彦根論叢

2016 summer / No.408

かである。判例はこれを認めていない(最二小判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁参照)¹⁾。情報について長期にわたって一定の者に排他的権利を認めることは、知の共有とそれによる文化、社会の発展を阻害することになり、必ずしも望ましいことではない。これは情報を利用する立場からは強く意識される。しかし、所有者・管理者等の立場から考えると、地域で育んできた史資料であれば、その地域の文化の結晶として、他者による利用に抵抗感等が生ずる場合、それは無視できないだろう。また、所有者・管理者が史資料の財産的・経済的価値を活用したいと考えた場合、地域の活性化や、あるいは史資料の保存・公開に必要な費用の捻出(プロジェクト科目の様々な局面でこの費用の問題は意識されたと思う)といった観点からは、これをサポートする姿勢も必要であろう。

4. 人格権という観点

史資料がその内容上対象とする個人や団体について、名誉・信用、プライバシー・個人情報保護といった人格権に関する配慮が必要であることは、常識として共有されつつある。知内の研究会での活動でも、所蔵史料を用いた活動をする際には、こうした観点に配慮しているという。附属史料館や経済経営研究所における史資料の公開に際しても、こうした検討は当然行なわれてきている。なお、個人情報保護法制では、死者の個人情報は直接の保護対象ではないが、死者の個人情報が生者の個人情報とつながるものである場合(例えば出自・門地、遺伝子や遺伝性の疾病等に関する情報等々)には、保護対象に含まれうるし、そ

2) これは授業時に指摘を受けた。独立行政法人国立公文 書館利用規則は、歴史公文書等について作成・取得から30 年で区切り、30年未満については比較的広く、30年以上経 過後は情報の類型毎に年数を示して利用を制限する可能性 を規定している。 うでなくても慎重な取り扱いが必要であることは言う までもない。

個人情報保護の観点ついて、史資料の所有者・管理者、利用者の立場からは、事前チェックの困難性が問題とされ、実務上は独立行政法人国立公文書館利用規則を指針とした取り扱いがなされているという²⁾。しかし、こうしたガイドライン的な規律に従ったとしても民事責任を問われる可能性がゼロになるわけではない点にも注意が必要である。

5. 情報公開と公文書管理法

授業では時間的な制約から、知る権利や情報公開の観点は簡単に触れるにとどめ、公文書管理法の理念と特に歴史公文書の概念と取り扱いについて検討した。

6. まとめ

授業で触れられた論点は以上であり、見学・実習 授業と結びつけながら、あるいは設例を挙げながら、 具体的場面に即して説明するよう心がけたが、逆に 論理的・体系的な説明は不足していたと思われる。ま た、他にも触れなければならない論点はある。例えば、 著作者人格権、あるいは博物館等に関する法制度や、 文化財保護法制等である。特に後二者については私 自身調査・研究が十分でない分野なので、今後の課 題としたい。

プロジェクト科目 「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論 |

阿部安成 Yasunari Abe 滋賀大学 経済学部 / 教授

2015年度に滋賀大学経済学部の教員4名で開講したプロジェクト科目「地域における歴史資料の保存と公開と活用の実践論」(略称「史料実践」)を運営するにあたって、地元、史料、忘却、を考えること、伝えること、教えることを、わたしの課題とした。

「地元」という語についての『広辞苑』(第6版)の説 明はおもしろい――「①江戸時代、入会(いりあい)地 を所有する村。②その事に直接関係ある土地。その 人の住む、また勢力範囲である地域」と説かれている。 GMT5が結成されるはるか以前の江戸時代にまでさ かのぼる意味がその語にはあり、それは、出来事やひ と(びと)にかかわる場所なのだと説かれている。する と、史料(歴史資料)なるものがかたちづくられてゆく、 その由来や経緯やゆく末とかかわって、ある範囲の地 域が区切られ、それが地元となるというわけだ。史料 があり、それとかかわる地域がある、というとき、その 史料がなくてはならない場所が地元となり、また、そ の地元がそうであるために、そこの歴史を伝える記録 としての史料は、その場所にこそあって活かされる、そ うでなくてはならない、とわたし(たち)は無前提に考 えていたところがある。

史料を紙や木に文字が記された造物に限定しなければ、もともとあったところから移動させられて、まったくべつな場所で管理されたり展示されたりしている例はいくらでもある。歴史を経るなかでそうした造物をめぐって「掠奪」だの「返還」だのが協議されたり喧しくいい争われたりする例は多い。粛々と話がすすむのであれ、囂々と議事が荒れたりするのであれ、そうした背景には政治も暴力もあるとわかると、解決にむけて和解という手続きが必要になるばあいもある。他方で、災害によって史料もまた被災したときに、その救出のために史料の保管場所が移されるという、おおよそは史料にとって望ましいばあいもあることが、いまあらためて発生し、そのことがねばり強く考え続けられている。

くわえてもうひとつ、ある地域に住む、その造物にかかわりのある人びとが、その史料を必要としなくなったから、史料がその場所から離れた、そこから持ち出された、となったとしたら、そこに第三者がどう介入し得るのか、が「史料実践」を考え、伝え、教えるときのわたしの論点となっていた。

わたしが調査と研究のフィールドとしている香川 県高松市の大島では、わたしが初めて島にわたった 2000年代初頭以前に、すでにいくにんもの研究者、 ジャーナリスト、弁護士、ボランティアたちが入ってい て、研究論文が発表され、新聞記事が記されていた。 だからわたしは当初、なにか目新しい史料がみつかる とはおもっていなかった。それが年に数回の調査をく りかえすなかで、キリスト教教会堂の図書室から、療 養所在住者の自治会倉庫の奥から、いくつもの文書、 逐次刊行物、図書がでてきたことに驚いたのだった。 それらはいずれも、島にあるはずの造物だった。それ らについては、逐次刊行物の記事や自治会や教会の 史誌に、たしかに記録されていた。そうであれば、こと さらに新史料の新発見などと唱えてしまうと事態を見 誤ってしまうようにおもった。そこにあることを、療養 所在住者も教会信徒たちもだんだんと忘れていって しまい、島の人びとから忘れられてしまった造物をわ たし(たち)が、書棚から倉庫からひっぱりだしてきた にすぎないのであって、発見というよりは出会いといっ たほうがふさわしいと強く感じたものだ。

そしてこの出会いは、記憶を手繰るというにふさわ しい、そのつぎのようすを招き寄せた。これら忘れら れていた造物をあらためて目にしたことで記憶が刺激 され、彼らは(この場に女性はいなかった)あれこれと またべつの造物をひっぱりだし、自分(たち)の過去 を歴史としてみてゆくようかわっていったのである。

史料という造物と、それが伝える歴史としての過去 を、ひと(びと)が必要としなくなるには、それぞれに理 由があることとおもう。そして史料が地元から離れて いったりなくなってしまったりすることも多い。そこに、 史料と地元にとっての第三者がどのように介入するか 関与するか、がプロジェクト科目をとおして伝え、教え るわたしの「史料実践」となった。それについて当面 のわたしの構えは、記録してゆくこと、である。わたし が第三者として地元に立ったとき、そのときそこでの史 料のようすを、それをめぐる人びとのようすを、そして それがどうなってゆくのかを、わたしが記録してゆくこ とだと考えている。第三者であるわたしはどうやっても 地元のひとには、なれない。たとえそこに移住して住み 込んだとしても、それは依然として外来者なのだとおも う。第三者であるわたしが、地元の人びととどういった つながりを持てたのか持てなかったのか、わたしは彼 ら彼女たちとかかわるなかで、いったいなにになって いったのか、それらがわたしの記録すべき項目である とおもう。

仮に研究者が、研究を発展させるためという大義を掲げて調査地に入り、そこにある史料を保存と公開と活用のために持ちだしたとしたら、まず、わたしはそこにイエローカードを示そうとおもっている。持ちだした史料群の一部だけを選り分けて、それを活用して論文を発表できたとして、しかしそのほかの造物を無視して、たとえば目録をつくらなかったり解題を記さなかったりしたら、こんどはレッドカードをだしてよいとおもう。さらに、研究の進展のかたわらで、史料と地元の人びとの関係を切ったままきちんとそれらを戻すことをせずに、研究を終えたり定年退職の賀事を迎えたりしたならば、それはひととしての性根が崩れた下衆として非難してよい。

第三者としてのわたしが研究者としてであれ私人としてであれ、史料と地元にかかわってゆくとき、それはわたしがそこの人びとの、その土地の歴史に介入し関与しようとしているのだという自覚がなくては、研究者としてもひととしても、それは資格を欠いた不埒なおこないなのだとおもう。ただ、地元での忘却に第三者が

どうむきあってゆくかという問いもまた不可欠である。

GMT5は、ほんらいであればJMT5と名のるべきだったのではないか。地元は「じもと」なのだから。地元も変容する。そこに入りこむ第三者の資格や資質は、それでもつねに問われるはずなのだと、わたしの「史料実践」をとおして伝えたかった。